

公 示 送 達 書

公 示 第 3 6 号

令 和 8 年 9 月 2 8 日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2、日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条、並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市介護福祉課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名

令和8年度 介護保険料 納入通知書

・尾黒 武次

・黒宮 一光

・今野 美晴

・鈴木 叔江

・鷺見 久夫

・竹内 千恵

・武富 敏満

・中神 康允

・中村 政男

・藤枝 マリオ ノボル

・山田 幸吉

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。